

那覇市公報

第 1 7 5 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (健康増進課)	1366
--------------------------------------	------

◇告 示◇

○平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について (財政課)	1368
○令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課)	1369
○令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課)	1370
○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 (法制契約課)	1372
○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 (法制契約課)	1381
○那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱 (法制契約課)	1384
○平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の公表について (上下水道局企画経営課)	1385
○平成 30 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要 (財政課)	1386
○平成 30 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1396
○平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課・特定健診課)	1400

○平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1405
○平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書 (ちゃーがんじゅう課)	1408
○平成 30 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課)	1413
○平成 30 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書 (財政課)	1416
○平成 30 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書 (子育て応援課)	1419
○平成 30 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (上下水道局企画経営課)	1422
○平成 30 年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (上下水道局企画経営課)	1430
○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)(ちゃーがんじゅう課)	1437
○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)(ちゃーがんじゅう課)	1438

◇公 告◇

○令和 2・3 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請 (更新) について (法制契約課)	1440
○令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請 (追加申請) について (法制契約課)	1441
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	1443
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課)	1457
○令和 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付につい て (法制契約課)	1457
○那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課)	1458
○那覇広域都市計画用途地域の変更 (都市計画課)	1459

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	1460
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	1460
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	1461
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	1462

規 則

那覇市規則第17号

令和元年10月17日

公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(健康増進法に関する事務) 第26条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。) に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) [略] (食品表示法に関する事務) 第27条 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項各号の規定により市長に委任された事務に限る。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。	(健康増進法に関する事務) 第26条 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>法第25条の5第2項の規定による喫煙の中止及び喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること。</u> (10) <u>法第25条の7の規定による受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言に関すること。</u> (11) <u>法第25条の8第1項の規定による勧告並びに当該勧告に係る同条第2項の規定による公表及び同条第3項の規定による措置の命令に関すること。</u> (12) <u>法第25条の9第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関すること。</u> (13) [略] (14) <u>健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項の規定による届出の受理に関すること。</u> (食品表示法に関する事務) 第27条 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項各号の規定により市長に委任された事務に限る。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 〔略〕	(1)～(7) 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 221 号
令和元年 10 月 7 日
掲 示 済

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	11.5	74.2

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 224 号

令和元年 10 月 11 日

掲 示 済

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和元年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,420,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 23, 505	千円 23, 506
	1 繰越金	1	23, 505	23, 506
歳 入 合 計		3, 397, 091	23, 505	3, 420, 596

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3, 351, 841	千円 22, 005	千円 3, 373, 846
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 351, 841	22, 005	3, 373, 846
3 諸支出金		8, 126	1, 500	9, 626
	2 繰出金	1	1, 500	1, 501
歳 出 合 計		3, 397, 091	23, 505	3, 420, 596

那覇市告示第 225 号
令和元年 10 月 11 日
掲 示 済

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和元年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 297 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39, 045, 957 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	292, 419	292, 420
	1 繰越金	1	292, 419	292, 420
8 諸収入		1, 580, 751	△290, 122	1, 290, 629
	3 雑入	1, 553, 757	△290, 122	1, 263, 635
歳 入 合 計		39, 043, 660	2, 297	39, 045, 957

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康 保険事業 費納付金		千円 10, 986, 330	千円 0	千円 10, 986, 330
	1 医療給付費分	8, 009, 970	0	8, 009, 970
9 諸支出金		千円 64, 300	千円 2, 297	千円 66, 597
	2 繰出金	2	2, 297	2, 299
歳 出 合 計		39, 043, 660	2, 297	39, 045, 957

那覇市告示第 230 号

令和元年 10 月 16 日

掲 示 済

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者資格等に関する要綱（昭和61年2月3日那覇市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る <u>競争入札参加者資格等</u> に関する要綱	那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る <u>競争入札参加者の資格等</u> に関する要綱
<u>(入札参加者の資格)</u>	<u>(入札参加資格の要件)</u>
第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に <u>参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。</u>	第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に <u>参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</u>
<u>(1) 営業実績が2年以上あること。</u>	<u>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。</u>
<u>(2) 那覇市の市税を完納していること。</u>	<u>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。</u>
<u>(3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等</u>	<u>(3) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に定める県知事の登録を受けていること。</u>

の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日付総務部長決裁)による。

(4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

(5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(7) 経営及び信用の状況が良好であること。

(8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。

(9) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5人以上であること。

(10) 警備業務にあつては、公安委員会の認定を受けていること。

(11) 清掃業務にあつては、県知事の登録を受けていること。

(12) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

(13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。

(14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は

(4) 警備業務にあつては、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に定める公安委員会の認定を受けていること。

(5) 市長が別に定める日において、営業実績が2年以上あること。

(6) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ、県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)に定めるところによる。

(7) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5人以上であること。

(8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。

(10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(12) 経営及び信用の状況が良好であること。

(13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。

(14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこ

<u>関係していないこと。</u> <u>(15) その他市長が認める条件</u> 2 <u>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者(以下「組合」という。)</u>については、<u>前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第9号の条件に代えて、中小企業庁(経済産業局又は沖縄総合事務局)の官公需適格組合の証明を受けていることを条件とする。</u> <u>(登録の申請)</u> 第4条 <u>次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、制限付一般競争入札参加資格者登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)</u>を市長に提出しなければならない。 2 <u>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>〔略〕</u> (2) 法人にあっては<u>商業登記簿謄本</u>、個人にあっては<u>住民票謄本</u> (3) <u>印鑑証明書(法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書)</u> (4) <u>納税証明書(那覇市税の滞納がないことを証明するもの)</u> (5) <u>消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの)</u> (6) <u>〔略〕</u> (7) <u>雇用保険加入証明書</u> (8) <u>労働者災害保険加入証明書</u> (9) <u>健康保険・厚生年金保険加入証明書</u> (10)～(12) <u>〔略〕</u> (13) <u>所在地見取図及び店舗の外装、内装の写真(本市にある営業所等)</u> (14) <u>警備業務にあっては公安委員会認定証、清掃業務にあっては県知事事業</u>	<u>と。</u> <u>(15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。</u> 2 <u>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者が中小企業庁の発行する官公需適格組合の証明を受けている場合は、前項第5号及び第7号の要件を満たしているものとみなす。</u> <u>(申請書の提出等)</u> 第4条 市長は、<u>清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)</u>を提出させなければならない。 2 <u>申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。</u> (1) <u>〔略〕</u> (2) 法人にあっては<u>登記事項証明書</u>、個人にあっては<u>身分証明書及び登記されていないことの証明書</u> (3) 法人にあっては<u>法務局で発行する印鑑の証明書</u>、個人にあっては<u>市町村で発行する印鑑登録証明書</u> (4) <u>本市の納税証明書(滞納のない証明書)</u> (5) <u>消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のない証明書)</u> (6) <u>〔略〕</u> (7) <u>労働保険証明願</u> (8) <u>社会保険納入確認書</u> (9)～(11) <u>〔略〕</u> (12) <u>所在地見取図及び社屋の外観、事務所内の写真(本市にある営業所等)</u> (13) <u>警備業務にあっては警備業法第4条に定める公安委員会の認定証、清掃</u>
---	--

登録証明書

(15)～(16) [略]

- 3 申請書の提出期間は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長が決定する。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを名簿に登録しなければならない。

2～3 [略]

- 4 市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。

5 [略]

- 6 名簿は、総務部法制契約課に保管し、その副本を清掃業務又は警備業務委託の契約事務を取り扱う課に備え付ける。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取消することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 第2条第3号から第15号までに定め

業務にあつては建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事の事業登録証明書

(14)～(15) [略]

- 3 申請書の提出期間は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長が決定する。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録しなければならない。

2～3 [略]

- 4 市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書を送付するものとする。

5 [略]

(地位の承継)

第6条 市長は、登録を受けた者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることができる。

(登録の取消し)

第7条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 第2条各号に定める条件を欠いたと

る条件を欠いたとき。 第7条 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔第1号様式 別記〕 〔第2号様式 別記〕	き。 第8条 〔略〕 〔別表第1 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この要綱は、平成31年1月10日から施行し、平成30年10月24日から適用する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第5条関係)

ラン ク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1 〔略〕 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 〔略〕 (2) 年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、 <u>長期継続契約</u> の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) 〔略〕
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、 <u>長期継続契約</u> の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1 〔略〕 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 〔略〕 (2) 年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、 <u>長期継続契約</u> の案件が実績

		に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) [略]
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、 <u>長期継続契約</u> の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

ラン ク	区分	名簿登録基準
A	[略]	[略] 1 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、 <u>債務負担行為又は長期継続契約</u> の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) [略]
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、 <u>債務負担行為又は長期継続契約</u> の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	[略] 1 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、 <u>債務負担行為又は長期継続契約</u> の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) [略]
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、 <u>債務負担行為又は長期継続契約</u> の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	[略]

〔改正前 別記〕

第1号様式

1法人 2個人

制限付一般競争入札参加資格者登録申請書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 宛

(郵便番号)〒
住 所(ふりがな)
商号又は名称(ふりがな)
代表者 役職
氏名

実印

TEL () FAX ()
メールアドレス :
書類作成者氏名 () 担当者TEL ()

平成()年度において、那覇市役所庁舎等(清掃・警備)業務委託制限付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付のうえ、制限付一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

また、入札参加資格認定後、登録された内容について情報を公開することに同意します。

[改正前 別記]

第2号様式

那総法 号
平成 年 月 日

住所
商号
代表者

那覇市長

資 格 審 査 結 果 通 知 書

先にご提出のありました制限付一般競争入札参加資格者登録申請書については、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 登録番号
- 3 ラ ン ク
- 4 有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ ランク基準につきましては、裏面をご覧ください。

※ この通知書受領後、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱

昭和61年2月3日

告示第31号

別表第1(第5条関係)

ラン ク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1 Bランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数が30人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 資本金500万円以上であること。 (2) 年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) 過去の業務実績から勘案して、Aランク業務を確実に行之得ると判断される者
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	次の1及び2いずれの条件にも該当する者 1 Cランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数が15人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 資本金500万円以上であること。 (2) 年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。 (3) 過去の業務実績から勘案して、Bランク業務を確実に行之得ると判断される者
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価	清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数が5人以上であること。

格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。	
--	--

那覇市告示第 231 号

令和元年 10 月 16 日

掲 示 済

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和61年告示第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入札参加資格の要件) 第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) [略] (2) <u>地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。</u> (3)～(5) (6) <u>本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ、県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)に定めるところによる。</u>	(入札参加資格の要件) 第2条 [略] (1) [略] (2)～(4) (5) <u>沖縄県内に本店があること。</u> (6) <u>本市内に本店、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかが</u>

(7)～(13) [略] (14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、<u>又は関係していないこと。</u> (15) [略] (申請書の提出等) 第4条 市長は、清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。 2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>社会保険納入確認書</u> (9)～(15) [略] (登録等) 第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、資格審査委員会の審査を経た後で、これを制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録しなければならない。 2～3 [略] 4 市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、<u>速やかに</u>申請者に対し、資	<u>あること。</u>この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)に定めるところによる。 (7)～(13) [略] (14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、<u>又はこれらと関係していないこと。</u> (15) [略] (申請書の提出等) 第4条 [略] 2 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u> (9)～(15) [略] (資格の認定及び登録等) 第5条 市長は、資格審査委員会の審査結果に基づき入札参加資格の有無を認定し、<u>入札参加資格があると認定された者について、清掃業にあつては清掃業制限付一般競争入札参加資格者名簿、警備業にあつては警備業制限付一般競争入札参加資格者名簿(第4項において「名簿」という。)に登録するものとする。</u> 2～3 [略] 4 市長は、第1項の規定により名簿に登録したときは、申請者に対し、資格審査結
--	--

格審査結果通知書を送付するものとする。 5 <u>登録の有効期間は、登録の日から次回の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、同日までに定期の資格審査がなされないときは、その定期の資格審査による登録がなされる日の前日までとする。</u> (地位の承継) 第6条 <u>市長は、登録を受けた者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることができる。</u> (登録の取消し) 第7条 市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。 (1)～(3) [略]	果通知書を送付するものとする。 5 <u>登録の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、有効期間の満了後も市長が次期の定期の審査に基づく登録を行う日の前日までは、その効力を有するものとする。</u> (地位の承継) 第6条 <u>市長は、有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者から入札参加資格承継願を提出があった場合で、それを認めたときは、当該有資格者であった者が有していた入札参加資格の範囲で、その地位を承継させることができる。</u> 2 <u>前項の規定で地位の承継を認めたときは、認定通知書を申請者に通知するものとする。</u> (登録の取消し) 第7条 [略] (1)～(3) [略] 2 <u>前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該有資格者に書面で遅滞なくその旨を通知するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

那覇市告示第 232 号

令和元年 10 月 16 日

掲 示 済

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱の一部を改正する要綱

那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱(平成5年10月29日税務部長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の11第1項において準用する令第167条の4及び令第167条の11第2項の規定に基づく物品購入等指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の必要な資格並びに那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第18条の規定に基づく指名基準その他必要な事項を定めるものとする。 (資格要件) 第2条 [略] (1) [略] (2) <u>令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。</u> (3)～(6) [略] (入札参加資格審査申請書) 第3条 [略] (1) 定款又は寄付行為 (2)～(11) [略] (認定結果の通知)	(趣旨) 第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の11第1項において準用する令第167条の4及び令第167条の11第2項の規定に基づく物品購入等指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の必要な資格並びに那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号。<u>以下「規則」という。</u>)第18条の規定に基づく指名基準その他必要な事項を定めるものとする。 (資格要件) 第2条 [略] (1) [略] (2) <u>規則第19条において準用する規則第3条第1項の規定に該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。</u> (3)～(6) [略] (入札参加資格審査申請書) 第3条 [略] (1) 定款 (2)～(11) [略] (認定結果の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により入札参加資格の有無を認定した後、有資格者には入札参加有資格認定通知書により、入札参加資格がないと認定された者には入札参加資格未認定通知書により、結果を申請者に通知するものとする。	第8条 市長は、第6条及び10条の規定により入札参加資格の有無を認定した後、有資格者には入札参加有資格認定通知書により、入札参加資格がないと認定された者には入札参加資格未認定通知書により、結果を申請者に通知するものとする。
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

那覇市告示第 235 号

令和元年 10 月 17 日

掲 示 済

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率

(単位 : %)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 244 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成 30 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額 運 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市税			48,581,999,000	49,722,520,977	48,816,342,592 53,606,817	47,403,748	912,381,454	△234,343,592
	1	市民税	21,359,786,000	21,892,508,485	21,429,880,297 47,260,164	31,228,294	478,660,058	△70,094,297
	2	固定資産税	22,181,194,000	22,643,994,158	22,241,450,856 5,915,873	10,668,454	397,790,721	△60,256,856
	3	軽自動車税	735,865,000	776,832,337	738,123,373 389,000	3,762,289	35,335,675	△2,258,373
	4	市たばこ税	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0	0	△79,986,297
	5	入湯税	10,349,000	10,122,900	10,122,900	0	0	226,100
2 地方譲与税	6	事業所税	1,015,009,000	1,039,280,800	1,036,982,869 41,780	1,744,711	595,000	△21,973,869
			758,168,000	752,419,346	752,419,346	0	0	5,748,654
	1	自動車重量譲与税	326,692,000	338,568,000	338,568,000	0	0	△11,876,000
	2	地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	3	特別とん譲与税	42,861,000	25,679,346	25,679,346	0	0	17,181,654
	4	航空機燃料譲与税	255,809,000	250,731,000	250,731,000	0	0	5,078,000
3 利子割交付金	5	地方揮発油譲与税	132,805,000	137,441,000	137,441,000	0	0	△4,636,000
			35,488,000	32,827,000	32,827,000	0	0	2,661,000
	1	利子割交付金	35,488,000	32,827,000	32,827,000	0	0	2,661,000
4 配当割交付金			80,839,000	54,437,000	54,437,000	0	0	26,402,000
	1	配当割交付金	80,839,000	54,437,000	54,437,000	0	0	26,402,000
5 株式等譲渡所得割交付金			90,831,000	47,023,000	47,023,000	0	0	43,808,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	90,831,000	47,023,000	47,023,000	0	0	43,808,000
6 地方消費税交付金			6,080,389,000	6,098,101,000	6,098,101,000	0	0	△17,712,000
	1	地方消費税交付金	6,080,389,000	6,098,101,000	6,098,101,000	0	0	△17,712,000
7 自動車取得税交付金			141,987,000	138,391,000	138,391,000	0	0	3,596,000

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 細 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
8	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	141,987,000	138,391,000	138,391,000	0	0	0	3,596,000
		1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	289,868,000	289,868,000	289,868,000	0	0	0	0
9	地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	95,119,000	95,119,000	95,119,000	0	0	0	0
		1 地 方 交 付 税	8,225,083,000	8,359,681,000	8,359,681,000	0	0	0	△134,598,000
10	地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	8,225,083,000	8,359,681,000	8,359,681,000	0	0	0	△134,598,000
		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,000,000	41,703,000	41,703,000	0	0	0	8,297,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	1,583,865,000	1,639,860,087	1,560,674,622	8,396,430	70,872,285	23,190,378	23,190,378
		2 負 担 金	1,583,864,000	1,639,860,087	1,560,674,622	8,396,430	70,872,285	23,190,378	23,190,378
13	使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	3,295,859,000	3,460,774,204	3,367,192,074	10,014,876	83,586,004	△71,333,074	△71,333,074
		2 手 数 料	2,634,569,000	2,788,426,906	2,694,848,576	10,014,876	83,582,204	△60,279,576	△60,279,576
14	国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	40,072,970,294	40,080,553,559	37,759,857,351	0	2,320,696,208	2,313,112,943	2,313,112,943
		2 国 庫 補 助 金	32,864,440,000	32,871,867,753	32,871,867,753	0	0	△7,427,753	△7,427,753
15	県 支 出 金	3 委 託 金	116,771,000	112,778,330	108,989,330	0	3,789,000	7,781,670	7,781,670
		1 県 負 担 金	19,745,352,160	20,187,492,594	17,285,556,853	0	2,901,935,741	2,459,795,307	2,459,795,307
		2 県 補 助 金	7,799,415,000	7,857,303,686	7,857,303,686	0	0	△57,888,686	△57,888,686
		2 県 補 助 金	11,389,527,160	11,782,449,355	8,880,513,614	0	2,901,935,741	2,509,013,546	2,509,013,546

歳 入 (単位: 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	3 委託金	556,410,000	547,739,553	547,739,553	0	0	8,670,447
16 財産収入		782,217,000	715,127,747	690,394,517	0	24,733,230	91,822,483
	1 財産運用収入	377,472,000	404,723,529	379,990,299	0	24,733,230	△2,518,299
	2 財産売却収入	404,745,000	310,404,218	310,404,218	0	0	94,340,782
17 寄附金		89,491,000	90,213,457	90,213,457	0	0	△722,457
	1 寄附金	89,491,000	90,213,457	90,213,457	0	0	△722,457
18 繰入金		4,916,214,000	4,915,572,150	4,915,572,150	0	0	641,850
	1 特別会計繰入金	156,452,000	156,269,350	156,269,350	0	0	182,650
	2 基金繰入金	4,759,762,000	4,759,302,800	4,759,302,800	0	0	459,200
19 繰越金		5,427,486,182	5,427,486,720	5,427,486,720	0	0	△538
	1 繰越金	5,427,486,182	5,427,486,720	5,427,486,720	0	0	△538
20 諸収入		1,588,634,400	2,700,690,046	1,619,856,274 39,970	28,237,426	1,052,636,316	△31,221,874
	1 延滞金加算金及び過料	49,818,000	37,610,174	37,520,174	0	90,000	12,297,826
	2 市預金利子	1,584,000	1,583,576	1,583,576	0	0	424
	3 貸付金元利収入	256,453,000	259,339,578	259,339,578	0	0	△2,886,578
	4 受託事業収入	9,330,000	8,855,433	8,855,433	0	0	474,567
	5 雑入	1,271,449,400	2,393,301,285	1,312,557,513 39,970	28,237,426	1,052,546,316	△41,108,113
21 市債		12,267,900,000	9,563,700,000	9,563,700,000	0	0	2,704,200,000
	1 市債	12,267,900,000	9,563,700,000	9,563,700,000	0	0	2,704,200,000
歳 入 合 計		154,199,760,036	154,413,560,887	147,006,415,956 53,748,787	94,052,480	7,366,841,238	7,193,344,080

歳 出 (単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		775,385,000	767,759,486	0	7,625,514	7,625,514
	1 議会費	775,385,000	767,759,486	0	7,625,514	7,625,514
2 総務費		13,850,073,970	12,055,213,735	1,194,550,711	600,309,524	1,794,860,235
	1 総務管理費	10,785,371,970	9,326,679,389	997,342,960	461,349,621	1,458,692,581
	2 徴税費	1,949,386,000	1,671,375,244	197,207,751	80,803,005	278,010,756
	3 戸籍住民基本台帳費	758,522,637	709,159,727	0	49,362,910	49,362,910
	4 選挙費	209,723,000	205,218,058	0	4,504,942	4,504,942
	5 統計調査費	42,334,000	39,098,569	0	3,235,431	3,235,431
3 民生費	6 監査委員費	104,736,363	103,682,748	0	1,053,615	1,053,615
		77,284,111,620	74,180,063,312	305,125,152	2,798,923,156	3,104,048,308
	1 社会福祉費	26,921,336,350	25,144,468,538	3,040,040	1,773,827,772	1,776,867,812
	2 児童福祉費	26,675,637,270	25,377,656,144	302,085,112	995,896,014	1,297,981,126
	3 生活保護費	23,687,137,000	23,657,938,630	0	29,198,370	29,198,370
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		8,652,870,685	8,290,249,692	103,315,000	259,305,993	362,620,993
	1 保健衛生費	4,526,040,059	4,321,002,633	0	205,037,426	205,037,426
5 労働費	2 清掃費	4,126,830,626	3,969,247,059	103,315,000	54,268,567	157,583,567
		28,761,000	28,491,146	0	269,854	269,854
6 農林水産業費	1 労働諸費	28,761,000	28,491,146	0	269,854	269,854
		257,289,000	234,425,816	19,112,500	3,750,684	22,863,184
	1 農業費	66,921,786	61,588,749	2,500,000	2,833,037	5,333,037
	2 林業費	120,000	120,000	0	0	0

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	3 水産業費	190,247,214	172,717,067	16,612,500	917,647	17,530,147
7 商工費		1,669,609,000	1,349,460,551	250,270,219	69,878,230	320,148,449
	1 商工費	1,669,609,000	1,349,460,551	250,270,219	69,878,230	320,148,449
8 土木費		17,003,545,587	13,288,255,305	3,597,971,223	117,319,059	3,715,290,282
	1 土木管理費	271,702,000	260,408,910	8,625,800	2,667,290	11,293,090
	2 道路橋りょう費	1,166,099,031	859,965,033	293,297,042	12,836,956	306,133,998
	3 港湾費	1,721,461,000	1,711,146,251	0	10,314,749	10,314,749
	4 都市計画費	8,835,058,493	6,496,372,945	2,266,122,627	72,562,921	2,338,685,548
	5 住宅費	5,009,225,063	3,960,362,166	1,029,925,754	18,937,143	1,048,862,897
9 消防費		2,903,442,256	2,867,639,216	792,000	35,011,040	35,803,040
	1 消防費	2,903,442,256	2,867,639,216	792,000	35,011,040	35,803,040
10 教育費		19,686,188,877	16,036,516,573	3,120,251,020	529,421,284	3,649,672,304
	1 教育総務費	1,968,199,930	1,835,351,853	0	132,848,077	132,848,077
	2 小学校費	8,091,752,947	5,631,792,825	2,345,947,611	114,012,511	2,459,960,122
	3 中学校費	4,552,803,036	3,977,789,978	399,989,000	175,024,058	575,013,058
	4 幼稚園費	1,141,757,805	1,038,989,977	66,578,945	36,188,883	102,767,828
	5 社会教育費	1,377,643,600	1,325,170,400	19,572,840	32,900,360	52,473,200
	6 保健体育費	2,554,031,559	2,227,421,540	288,162,624	38,447,395	326,610,019
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000

(単位: 円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
12 公債費			12,055,989,000	12,040,234,564	0	15,754,436	15,754,436
	1	公債費	12,055,989,000	12,040,234,564	0	15,754,436	15,754,436
13 諸支出金			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費			32,489,041	0	0	32,489,041	32,489,041
	1	予備費	32,489,041	0	0	32,489,041	32,489,041
歳 出	合 計		154,199,760,036	141,138,309,396	8,591,387,825	4,470,062,815	13,061,450,640

歳入歳出差引残額

5,868,106,560 円

令和 元年 9月 1 1 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 一般会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	154, 199, 760, 036 円
2	歳 入 総 額	147, 006, 415, 956
3	歳 出 総 額	141, 138, 309, 396
4	歳 入 歳 出 差 引 額	5, 868, 106, 560
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 1, 398, 324, 884
		(3) 事故繰越し繰越額 12, 308, 592
	計	1, 410, 633, 476
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越) 4, 457, 473, 084
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市監査委員より提出された、平成 30 年度(2018 年度)那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

審査意見

(はじめに)

本市の経済環境は、観光業を中心に引き続き好調を維持しており、市民税、固定資産税等の市税は増収傾向にあるが、市税の伸びに応じて地方交付税は減少している。

また、国民健康保険事業特別会計では、平成 30 年度から国保事業運営主体が県に移行したため、平成 29 年度までに一般会計からの政策的繰入金により累積赤

字を一旦解消したが、平成 30 年度においても 8 億円の政策的繰入れを行っており、依然として一般会計からの政策的繰入れに頼らざるを得ない状況にある。令和 2 年度からは法人市民税の減税による減収も見込まれている。新たに策定された那覇市中期財政運営方針(2019 年度～2023 年度)に基づき行財政改革の推進と持続可能な財政運営に努める必要がある。

(決算の状況)

平成 30 年度一般会計の決算における実質収支は、44 億 5,747 万円の黒字で、前年度の実質収支 43 億 1,447 万円に比べ 1 億 4,299 万円増となっている。

歳入は、1,470 億 641 万円で前年度に比べ 8,585 万円増となっている。これは主に、教育債等の増により市債が 9 億 6,880 万円、市民税等の市税が 5 億 8,196 万円増、地方消費税交付金が 5 億 5,952 万円増となったためである。一方、地方交付税が 10 億 9,116 万円の減となったほか、沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）の減等により県支出金が 11 億 5,834 万円の減となっている。

歳出は、1,411 億 3,830 万円で前年度に比べ 3 億 5,476 万円減となっている。これは主に、沖縄都市モノレール延長事業、沖縄都市モノレールインフラ整備事業、地域居住機能再生推進事業等の減により土木費が 26 億 1,714 万円減、臨時福祉給付金事業が 12 億 1,040 万円減、繰出金（国民健康保険事業特別会計）が 16 億 8,825 万円減等により民生費が減となったためであるが、一方、高良小学校校舎建設事業、鏡原中学校屋内運動場建設事業、中学校施設老朽化抑制事業等の増により教育費が 15 億 8,956 万円、財政調整基金積立金が 8 億 87 万円、税額更正特別事業が 6 億 5,661 万円の増等により総務費が 12 億 7,289 万円の増となっている。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は 14 億 1,063 万円となっており、前年度に比べ 2 億 9,762 万円増加している。

土地区画整理事業等、7 つの特別会計の実質収支合計額は、13 億 430 万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が 2 億 4,276 万円減少している。これは主に、介護保険事業特別会計が 2 億 198 万円増加したものの、国民健康保険事業特別会計の収支が 4 億 490 万円減少したことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ 9,976 万円減の 57 億 6,178 万円の黒字となっている。

(財政指標)

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 92.5%で、前年度に比べ 3.6 ポイント増加している。これは主に、公債費で 0.1 ポイント減少したものの、人件費で 1.7 ポイント、扶助費で 1.0 ポイント、物件費で 0.4 ポイント増加したことによるものである。

実質公債費比率（平成 28 年度～平成 30 年度の平均）は 11.5%で、前年度に比べ 0.7 ポイント改善している。これは分子となる元利償還金が 1 億 7,789 万円減少したことなど及び同比率の分母となる標準財政規模が、平成 30 年度決算において 4 億 3,284 万円増加したことなどが主な要因である。

同比率は平成 25 年度以降年々減少しており、平成 30 年度末市債残高は、1,337 億 1,438 万円と前年度比で 15 億 9,666 万円の減となっているが、臨時財政対策債の残高は 533 億 3,343 万円で、前年比 10 億 2,252 万円の増となっており引き続き同市債発行の抑制に努められたい。

(繰越事業)

平成 30 年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で 93

億 1,682 万円となっており、前年度に比べ 23 億 6,042 万円増となっている。これは、市街地再開発事業特別会計 3 億 877 万円、介護保険事業特別会計 2 億 1,582 万円がそれぞれ減少したものの、一般会計で 28 億 9,800 万円増となったことによるものである。

(むすび)

自主財源の根幹である市税の収納率は、平成 22 年度以降毎年上昇し、平成 30 年度決算では 98.2%と前年度比 0.1 ポイントの上昇となっている。これは中核市 54 市中で 11 位、県内 11 市では 1 位となっている。特に、市民税は前年度比 11 億円余りの増収となったほか、固定資産税も 6 億円弱の増収であった。これは、那覇市を中心とする県内の景気が引き続き好調で、個人所得の増及び納税義務者数の増並びにホテル、マンション等の大型建築物の増加により調定額が伸びたことによるものと思われる。引き続き収納率向上の取組みを維持、充実されたい。

一括交付金事業については、様々な展開がなされ、進展しているところであるが、沖縄振興計画の対象期間である令和 3 年度までの見込みであり、現在予定している対象事業の着実な進捗を望みたい。

国民健康保険事業特別会計については、平成 30 年度より都道府県が運営主体となったが、沖縄県の特殊事情として前期高齢者財政調整制度に起因する赤字により財政負担が生じており、引き続き県とともに国に対し、負担を軽減する制度設計や財政支援措置を働き掛けられたい。

収納率向上の新しい取組みとして平成 30 年 10 月より開始したペイジーによる口座振替手続きは、従来よりも手続きが簡略化され、口座振替の開始件数が前年度比 25%増加しているとのことであり評価したい。

なお、次のことについて適切な措置をとられたい。

(1) 交付金実績報告の一部積算漏れについて(子育て応援課、学務課)

「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を財源とする事業は、6 課(保護管理課、地域保健課、こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課及び教育委員会学務課)15 事業である。交付金の歳入については、子育て応援課が各事業課の交付金所要額を取りまとめ沖縄県に概算払請求し、全事業の終了後に各事業課から提出された事業成果報告書に基づき取りまとめた額を沖縄県に実績報告し精算している。

このうち学務課から提出された「小学校入学準備金支給事業」の事業成果報告書に、交付対象となる事業費の一部が漏れ、事業費の一部に係る交付金 1,519 万 4,000 円を受けることができなかった。

交付金の実績報告の際は、各事業課は正確に事業成果報告をするとともに、取りまとめ課は交付決定額と実績額に開きがある場合、事業課にその理由を確認する等適正な財務管理に努められたい。

(2) 未収金の正確な把握について(こどもみらい課)

保育料等の滞納繰越分未収金の状況について、現在保育料を管理するシステムにおける未収金の額及び調定額が財務処理と一致していない状況にある。

このような状況の原因を早急に究明し、未収金の正確な把握に努められたい。

(3) 未収金の繰越調定漏れについて(クリーン推進課)

平成 27 年度の資源化物(古布)の売却収入について、相手先の破産により、平成 27 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間の売却額 148 万 6,492 円が未収金となった。当該未収金については、翌年度の歳入予算に資源ごみ収益金(滞納繰越分)として調定すべきであったが、平成 28 年度及び平成 29 年度においては調定がされず、

その後調定漏れに気付き、平成 30 年度に調定し未収となっている。
未収金の繰越調定については、適正な事務処理に努められたい。

那覇市告示第 245 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成 30 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定 額	収 入 運 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位: 円)
1 使用料及び手数料			3,000	80	80	80	0	0	2,920	
	1 真嘉比古島第一地区手数料		1,000	80	80	80	0	0	920	
	2 壺川手数料		1,000	0	0	0	0	0	1,000	
2 財産収入	3 真嘉比古島第二地区手数料		1,000	0	0	0	0	0	1,000	
			14,000	13,004	13,004	13,004	0	0	996	
	1 真嘉比古島第二財産運用収入		2,000	1,178	1,178	1,178	0	0	822	
3 繰入金	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入		12,000	11,826	11,826	11,826	0	0	174	
			8,311,000	8,311,000	8,311,000	8,311,000	0	0	0	
	1 総務管理繰入金		2,410,000	2,410,000	2,410,000	2,410,000	0	0	0	
4 繰越金	2 真嘉比古島第二繰入金		5,901,000	5,901,000	5,901,000	5,901,000	0	0	0	
			15,514,000	15,512,504	15,512,504	15,512,504	0	0	1,496	
	1 総務管理繰越金		768,000	767,570	767,570	767,570	0	0	430	
5 諸収入	2 真嘉比古島第一地区繰越金		496,000	495,687	495,687	495,687	0	0	313	
	3 壺川繰越金		42,000	41,811	41,811	41,811	0	0	189	
	4 真嘉比古島第二繰越金		14,208,000	14,207,436	14,207,436	14,207,436	0	0	564	
6 保留地処分金			3,000	0	0	0	0	0	3,000	
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	1,000	
	2 壺川延滞金、加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	1,000	
7 清算徴収金	3 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	1,000	
			4,589,000	0	0	0	0	0	4,589,000	
	1 真嘉比古島第二保留地処分金		4,589,000	0	0	0	0	0	4,589,000	
			6,586,000	55,173,217	55,173,217	7,280,793	1,429,619	46,462,805	△694,793	

歳 入 (単位: 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 滞 滞 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 滞 滞 未 済 額 と の 比 較
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,083,000	19,031,012	783,968	0	18,247,044	299,032
	2 壺川清算徴収金	237,000	262,583	262,583	0	0	△25,583
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	5,266,000	35,879,622	6,234,242	1,429,619	28,215,761	△968,242
歳 入	合 計	35,020,000	79,009,805	31,117,381	1,429,619	46,462,805	3,902,619

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 土地区画整理総務費			19,798,000	17,976,038	0	1,821,962	1,821,962
		1 総務管理費	19,798,000	17,976,038	0	1,821,962	1,821,962
2 土地区画整理事業費			3,684,000	2,735,926	0	948,074	948,074
		1 真嘉比古島第二土地区画整理費	3,684,000	2,735,926	0	948,074	948,074
3 清算費			5,015,000	2,462,309	0	2,552,691	2,552,691
		1 真嘉比古島第二地区清算費	5,015,000	2,462,309	0	2,552,691	2,552,691
4 基金積立金			4,603,000	13,004	0	4,589,996	4,589,996
		1 真嘉比古島第一地区基金積立金	12,000	11,826	0	174	174
5 公債費		2 真嘉比古島第二基金積立金	4,591,000	1,178	0	4,589,822	4,589,822
			1,920,000	1,919,999	0	1	1
		1 公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1
歳 出	合 計		35,020,000	25,107,276	0	9,912,724	9,912,724

歳入歳出差引残額

6,010,105 円

令和 元年 9月 1 1 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	35,020,000 円
2	歳 入 総 額	31,117,381
3	歳 出 総 額	25,107,276
4	歳 入 歳 出 差 引 額	6,010,105
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	6,010,105
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 246 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 3 0 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1 国民健康保険税		1 国民健康保険税	5,768,381,000	7,699,555,091	6,033,820,679 20,348,523	189,739,196	1,496,343,739	△265,439,679	
			5,768,381,000	7,699,555,091	6,033,820,679 20,348,523	189,739,196	1,496,343,739	△265,439,679	
2 使用料及び手数料		1 手数料	9,570,000	9,627,743	9,627,743	0	0	△57,743	
			9,570,000	9,627,743	9,627,743	0	0	△57,743	
3 国庫支出金		1 国庫負担金	2,000	113,000	113,000	0	0	△111,000	
			1,000	0	0	0	0	1,000	
4 療養給付費等交付金		2 国庫補助金	1,000	113,000	113,000	0	0	△112,000	
			1,000	0	0	0	0	1,000	
5 県支出金		1 療養給付費等交付金	1,000	0	0	0	0	1,000	
			27,072,889,000	26,333,870,556	26,333,870,556	0	0	739,018,444	
6 財産収入		1 県負担金	27,072,888,000	26,333,870,556	26,333,870,556	0	0	739,017,444	
			1,000	0	0	0	0	1,000	
7 繰入金		2 財政安定化基金支出金	31,000	4,636	4,636	0	0	26,364	
			31,000	4,636	4,636	0	0	26,364	
8 繰越金		1 繰越金	4,942,624,000	4,218,034,686	4,218,034,686	0	0	724,589,314	
			4,942,623,000	4,218,034,686	4,218,034,686	0	0	724,588,314	
9 諸収入		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
			697,321,000	697,321,245	697,321,245	0	0	△245	
10 繰越金		1 繰越金	697,321,000	697,321,245	697,321,245	0	0	△245	
			112,179,000	281,220,493	133,049,629	0	148,170,864	△20,870,629	
11 諸収入		1 延滞金加算金及び過料	30,537,000	33,841,495	33,841,495	0	0	△3,304,495	
			3,000	125	125	0	0	2,875	

(単位: 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		3 雑入	81,639,000	247,378,873	99,208,009	0	148,170,864	△17,569,009
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入	合 計		38,602,999,000	39,239,747,450	37,425,842,174 20,348,523	189,739,196	1,644,514,603	1,177,156,826

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			671,198,000	640,377,084	0	30,820,916		30,820,916
		1 総務管理費	504,810,000	491,184,048	0	13,625,952		13,625,952
		2 徴税費	76,069,000	67,868,160	0	8,200,840		8,200,840
		3 運営協議会費	724,000	362,850	0	361,150		361,150
		4 収納率向上特別対策事業費	50,215,000	41,886,137	0	8,328,863		8,328,863
2 保険給付費		5 医療費適正化特別対策事業費	39,380,000	39,075,889	0	304,111		304,111
			25,751,751,000	24,648,261,542	0	1,103,489,458		1,103,489,458
		1 療養諸費	21,798,281,363	20,866,269,644	0	932,011,719		932,011,719
		2 高額療養費	3,683,300,637	3,572,019,050	0	111,281,587		111,281,587
		3 移送費	501,000	54,440	0	446,560		446,560
3 国民健康保険事業費納付金		4 出席育児諸費	260,168,000	201,343,408	0	58,824,592		58,824,592
		5 葬祭諸費	9,500,000	8,575,000	0	925,000		925,000
			10,851,445,000	10,850,152,288	0	1,292,712		1,292,712
		1 医療給付費分	8,077,487,000	8,077,485,897	0	1,103		1,103
		2 後期高齢者支援金等分	2,008,146,000	2,008,145,018	0	982		982
4 共同事業拠出金		3 介護納付金分	765,812,000	764,521,373	0	1,290,627		1,290,627
			1,000	0	0	1,000		1,000
		1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
			1,000	0	0	1,000		1,000
		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
6 保健事業費			250,694,000	224,312,595	0	26,381,405		26,381,405
		1 特定健康診査等事業費	230,354,000	208,323,595	0	22,030,405		22,030,405

歳 出		(単位:円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7 基金積立金	2 保健事業費	20,340,000	15,989,000	0	4,351,000	4,351,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	777,907,000	770,318,843	0	7,588,157	7,588,157
	2 繰出金	766,232,000	760,617,473	0	5,614,527	5,614,527
	3 指定公費の立替	9,395,000	9,393,592	0	1,408	1,408
10 予備費	1 予備費	2,280,000	307,778	0	1,972,222	1,972,222
		300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000
合 計		38,602,999,000	37,133,422,352	0	1,469,576,648	1,469,576,648

歳入歳出差引残額

292,419,822 円

令和 元年 9月 11日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	38,602,999,000 円
2	歳 入 総 額	37,425,842,174
3	歳 出 総 額	37,133,422,352
4	歳 入 歳 出 差 引 額	292,419,822
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	292,419,822
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 247 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年) 9 月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 収 入 還 付 未 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 還 付 未 済 額 と の 比 較
1 国庫支出金		1,274,472,500	1,274,472,500	813,955,500	0	460,517,000		460,517,000
	1 国庫補助金	1,274,472,500	1,274,472,500	813,955,500	0	460,517,000		460,517,000
2 繰入金		270,711,000	270,711,000	270,711,000	0	0		0
	1 一般会計繰入金	270,711,000	270,711,000	270,711,000	0	0		0
3 繰越金		38,861,500	38,860,519	38,860,519	0	0		981
	1 繰越金	38,861,500	38,860,519	38,860,519	0	0		981
4 市債		619,900,000	393,200,000	393,200,000	0	0		226,700,000
	1 市債	619,900,000	393,200,000	393,200,000	0	0		226,700,000
5 県支出金		177,678,000	177,678,000	172,148,000	0	5,530,000		5,530,000
	1 県補助金	177,678,000	177,678,000	172,148,000	0	5,530,000		5,530,000
6 分担金及び負担金		0	102,000	102,000	0	0		△102,000
	1 負担金	0	102,000	102,000	0	0		△102,000
歳 入	合 計	2,381,623,000	2,155,024,019	1,688,977,019	0	466,047,000		692,645,981

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 都市再開発事業費		2,173,184,000	1,436,419,876	736,507,000	257,124	736,764,124	
	1 都市再開発事業費	2,173,184,000	1,436,419,876	736,507,000	257,124	736,764,124	
2 公債費		208,439,000	208,438,708	0	292	292	
	1 公債費	208,439,000	208,438,708	0	292	292	
歳 出	合 計	2,381,623,000	1,644,858,584	736,507,000	257,416	736,764,416	

歳入歳出差引残額 44,118,435 円

令和 元年 9月 1 1 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（市街地再開発事業特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,381,623,000 円
2	歳 入 総 額	1,688,977,019
3	歳 出 総 額	1,644,858,584
4	歳 入 歳 出 差 引 額	44,118,435
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 43,760,000
		(3)事故繰越し繰越額 0
	計	43,760,000
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 358,435
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 248 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定 額	収 入 運 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円) 予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 介護保険料			5,250,383,000		6,067,852,954	5,642,994,389 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△392,611,389
		1 介護保険料	5,250,383,000		6,067,852,954	5,642,994,389 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△392,611,389
2 使用料及び手数料			1,960,000		2,904,300	2,904,300	0	0	△944,300
		1 手数料	1,960,000		2,904,300	2,904,300	0	0	△944,300
3 国庫支出金			6,308,567,000		6,341,163,232	6,341,163,232	0	0	△32,596,232
		1 国庫負担金	4,274,181,000		4,296,871,166	4,296,871,166	0	0	△22,690,166
4 支払基金交付金		2 国庫補助金	2,034,386,000		2,044,292,066	2,044,292,066	0	0	△9,906,066
		1 支払基金交付金	6,516,332,000		6,333,712,000	6,333,712,000	0	0	182,620,000
5 県支出金			3,711,916,000		3,702,429,296	3,702,429,296	0	0	9,486,704
		1 県負担金	3,202,388,000		3,197,720,265	3,197,720,265	0	0	4,667,735
6 財産収入		2 財政安定化基金支出金	1,000		0	0	0	0	1,000
		3 県補助金	509,527,000		504,709,031	504,709,031	0	0	4,817,969
7 繰入金			256,000		257,385	257,385	0	0	△1,385
		1 財産運用収入	256,000		257,385	257,385	0	0	△1,385
8 繰越金			3,928,662,000		3,928,614,424	3,928,614,424	0	0	47,576
		1 他会計繰入金	3,928,661,000		3,928,614,424	3,928,614,424	0	0	46,576
9 諸収入		2 基金繰入金	1,000		0	0	0	0	1,000
		1 繰越金	700,366,000		700,365,704	700,365,704	0	0	296
9 諸収入			9,439,000		14,439,316	14,439,316	0	0	△5,000,316
		1 延滞金、加算金及び過料	2,478,000		2,489,328	2,489,328	0	0	△11,328

(単位: 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		2 雑入	6,961,000	11,949,988	11,949,988	0	0	△4,988,988
10	市債		1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11	サービス収入		1,000	0	0	0	0	1,000
		1 予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入	合 計		26,427,883,000	27,091,738,611	26,666,880,046 12,044,193	136,711,780	300,190,978	△238,997,046

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		885,344,000	841,941,728	1,916,000	41,486,272	43,402,272
	1 総務管理費	601,620,000	586,375,172	1,916,000	13,328,828	15,244,828
	2 徴収費	30,373,000	28,104,882	0	2,268,118	2,268,118
2 保険給付費	3 介護認定審査会費	253,351,000	227,461,674	0	25,889,326	25,889,326
		23,004,829,000	22,425,329,156	0	579,499,844	579,499,844
	1 介護サービス等諸費	22,524,905,000	21,950,376,466	0	574,528,534	574,528,534
3 財政安定化基金拠出金	2 介護予防サービス等諸費	459,236,000	454,499,266	0	4,736,734	4,736,734
	3 その他諸費	20,688,000	20,453,424	0	234,576	234,576
		1,000	0	0	1,000	1,000
4 基金積立金	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
		253,315,000	253,311,892	0	3,108	3,108
	1 基金積立金	253,315,000	253,311,892	0	3,108	3,108
5 地域支援事業費		1,816,160,000	1,776,036,015	0	40,123,985	40,123,985
	介護予防・生活支援サービス事業費	1,003,992,000	976,466,252	0	27,525,748	27,525,748
	2 一般介護予防事業費	120,867,000	118,505,338	0	2,361,662	2,361,662
	3 包括的支援事業・任意事業費	686,367,000	676,953,191	0	9,413,809	9,413,809
6 諸支出金	4 その他諸費	4,934,000	4,111,234	0	822,766	822,766
		468,234,000	467,908,921	0	325,079	325,079
	1 償還金及び還付加算金	338,848,000	338,523,623	0	324,377	324,377
	2 繰出金	129,386,000	129,385,298	0	702	702
歳 出 合 計		26,427,883,000	25,764,527,712	1,916,000	661,439,288	663,355,288

歳入歳出差引残額	902,352,334 円
令和 元年 9月 1 1 日提出	
那覇市長	城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	26,427,883,000 円
2	歳 入 総 額	26,666,880,046
3	歳 出 総 額	25,764,527,712
4	歳 入 歳 出 差 引 額	902,352,334
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	902,352,334
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 249 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

		(単位:円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		2,698,154,000	2,716,920,251	2,689,949,284 6,805,086	2,546,845	31,229,208	8,204,716
	1 後期高齢者医療保険料	2,698,154,000	2,716,920,251	2,689,949,284 6,805,086	2,546,845	31,229,208	8,204,716
2 使用料及び手数料		707,000	836,900	836,900	0	0	△129,900
	1 手数料	707,000	836,900	836,900	0	0	△129,900
3 繰入金		665,922,000	664,546,894	664,546,894	0	0	1,375,106
	1 一般会計繰入金	665,922,000	664,546,894	664,546,894	0	0	1,375,106
4 繰越金		22,669,000	22,669,093	22,669,093	0	0	△93
	1 繰越金	22,669,000	22,669,093	22,669,093	0	0	△93
5 諸収入		10,790,000	6,822,773	6,822,773	0	0	3,967,227
	1 延滞金、加算金及び過料	524,000	647,626	647,626	0	0	△123,626
	2 償還金及び還付加算金	10,232,000	6,142,890	6,142,890	0	0	4,089,110
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
6 国庫支出金	4 雑入	33,000	32,257	32,257	0	0	743
		1,141,000	1,141,000	1,141,000	0	0	0
	1 国庫補助金	1,141,000	1,141,000	1,141,000	0	0	0
歳 入	合 計	3,399,383,000	3,412,936,911	3,385,965,944 6,805,086	2,546,845	31,229,208	13,417,056

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			37,209,000	34,799,900	0	2,409,100	2,409,100
		1 総務管理費	24,126,000	23,953,796	0	172,204	172,204
		2 徴収費	13,083,000	10,846,104	0	2,236,896	2,236,896
2 後期高齢者医療広域連合納付金			3,352,157,000	3,322,071,628	0	30,085,372	30,085,372
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,352,157,000	3,322,071,628	0	30,085,372	30,085,372
3 諸支出金			10,017,000	5,589,251	0	4,427,749	4,427,749
		1 償還金及び還付加算金	9,936,000	5,508,251	0	4,427,749	4,427,749
		2 繰出金	81,000	81,000	0	0	0
歳 出	合 計		3,399,383,000	3,362,460,779	0	36,922,221	36,922,221

歳入歳出差引残額 23,505,165 円

令和 元年 9 月 1 1 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	3,399,383,000 円
2	歳 入 総 額	3,385,965,944
3	歳 出 総 額	3,362,460,779
4	歳 入 歳 出 差 引 額	23,505,165
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	23,505,165
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 250 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 3 0 年 度 那 覇 市 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

歳 入								(単位: 円)
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 諸収入		385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441	
	1 貸付金元利収入	385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441	
歳 入	合 計	385,796,000	385,794,559	385,794,559	0	0	1,441	

歳 出								(単位：円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較			
1 公債費		385,796,000	385,794,559	0	1,441		1,441		
	1 公債費	385,796,000	385,794,559	0	1,441		1,441		
歳 出	合 計	385,796,000	385,794,559	0	1,441		1,441		

(単位:円)

歳入歳出差引残額

0 円

令和 元年 9 月 1 1 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	385,796,000 円
2	歳 入 総 額	385,794,559
3	歳 出 総 額	385,794,559
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 251 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰入金		1,821,000	1,821,000	1,821,000	0	0	0	0
	1 一般会計繰入金	1,821,000	1,821,000	1,821,000	0	0	0	0
2 諸収入		27,310,000	94,901,668	37,921,150	0	56,980,518	△10,611,150	
	1 貸付金元利収入	27,279,000	92,293,451	37,528,425	0	54,765,026	△10,249,425	
	2 雑入	31,000	2,608,217	392,725	0	2,215,492	△361,725	
3 繰越金		110,668,000	110,668,524	110,668,524	0	0	△524	
	1 繰越金	110,668,000	110,668,524	110,668,524	0	0	△524	
4 市債		0	0	0	0	0	0	0
	1 市債	0	0	0	0	0	0	0
歳 入	合 計	139,799,000	207,391,192	150,410,674	0	56,980,518	△10,611,674	

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 民生費		139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409
	1 母子父子寡婦福祉費	139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409
歳 出	合 計	139,799,000	70,748,591	0	69,050,409	69,050,409

歳入歳出差引残額 79,662,083 円

令和 元年 9 月 1 1 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

区 分		金 額
1	予 算 現 額	139,799,000 円
2	歳 入 総 額	150,410,674
3	歳 出 総 額	70,748,591
4	歳 入 歳 出 差 引 額	79,662,083
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額
		0
		(2)繰越明許費繰越額
		0
5		(3)事故繰越し繰越額
		0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)
		79,662,083
		(2)不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 252 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年9月那覇市議会定例会で認定された平成30年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平 成 3 0 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 水道事業収益	8,432,893,000	△ 70,405,000	0	8,362,488,000	8,294,356,805	△ 68,131,195	
第1項 営業収益	7,851,361,000	△ 17,309,000	0	7,834,052,000	7,764,880,934	△ 69,171,066	(うち仮受消費税及び地方消費税 563,137,680)
第2項 営業外収益	581,531,000	△ 53,126,000	0	528,405,000	528,718,674	313,674	(うち仮受消費税及び地方消費税 5,337,569)
第3項 特別利益	1,000	30,000	0	31,000	757,197	726,197	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,418)

区 分	予 算 額						地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 水道事業費用	7,663,262,000	△ 305,951,000	0	0	0	7,357,311,000	7,194,148,595	0	163,162,405	(うち仮払消費税及び地方消費税 370,345,399)
第1項 営業費用	7,443,756,000	△ 284,033,000	0	△ 26,493,000	0	7,133,230,000	6,990,932,444	0	142,297,556	(うち仮払消費税及び地方消費税 370,345,399)
第2項 営業外費用	198,106,000	△ 21,918,000	0	14,888,000	0	191,076,000	191,073,897	0	2,103	(うち消費税込及び地方消費税納税額 130,120,200)
第3項 特別損失	1,400,000	0	0	11,605,000	0	13,005,000	12,142,254	0	862,746	(うち仮払消費税及び地方消費税 872,358)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入										
区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源 充当額	継続費・通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計				
第1款 資本的収入	339,633,000	△ 72,610,000	267,023,000	250,807,000	0	517,830,000	308,630,000	△ 209,200,000	円	翌年度繰越財源充当額 14,000,000
第1項 補助金	225,000,000	0	225,000,000	220,807,000	0	445,807,000	255,807,000	△ 190,000,000		
第2項 他会計負担金	29,451,000	△ 9,406,000	20,045,000	0	0	20,045,000	20,045,000	0		
第3項 その他資本的収入	85,182,000	△ 63,204,000	21,978,000	30,000,000	0	51,978,000	32,778,000	△ 19,200,000		

支 出											
区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	予備費支出額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費・通次繰越額	決算額	合 計		
第1款 資本的支出	1,666,738,000	△ 52,890,000	0	0	1,613,848,000	739,515,000	0	1,470,841,692	850,043,080	円	うち仮払消費税及び 地方消費税 64,503,829)
第1項 建設改良費	1,177,549,000	△ 52,492,000	0	0	1,125,057,000	739,515,000	0	987,052,392	850,043,080	32,478,228	
第2項 企業債償還金	276,043,000	0	0	0	276,043,000	0	0	276,042,115	0	27,476,528	
第3項 投資	200,000,000	△ 398,000	0	0	199,602,000	0	0	199,602,000	0	885	
第4項 その他資本的支出	8,146,000	0	0	0	8,146,000	0	0	8,145,185	0	0	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額14,000,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額 1,176,211,692円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,503,829円、減価償立金276,042,115円、建設改良積立金627,918,563円及び過年度分損益勘定留保資金207,747,185円で補てんした。

平成30年度那覇市水道事業損益計算書

(平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで)

		(単位：円)	
1	営業収益		
(1)	給水収益	6,852,771,274	
(2)	その他営業収益	<u>348,971,980</u>	
		7,201,743,254	
2	営業費用		
(1)	配水費	4,315,995,958	
(2)	給水費	295,332,426	
(3)	漏水防止費	51,870,348	
(4)	業務費	343,230,987	
(5)	総係費	461,349,913	
(6)	減価償却費	1,115,717,831	
(7)	資産減耗費	<u>37,089,582</u>	
	営業利益		<u>△ 10,515,117</u>
3	営業外収益		
(1)	受取利息	19,452,394	
(2)	他会計負担金	17,966,898	
(3)	補償金	6,905,520	
(4)	長期前受金戻入	390,796,174	
(5)	土地物件収益	73,800,017	
(6)	雑収益	<u>14,493,167</u>	
		523,414,170	
4	営業外費用		
(1)	支払利息	60,746,281	
(2)	雑支出	<u>241,356</u>	
		60,987,637	
	経常利益	<u>462,426,533</u>	
		1,043,582,742	
			<u>11,269,896</u>
			<u>△ 10,515,117</u>
			1,033,067,625
			0
			<u>903,960,678</u>
			<u>1,937,028,303</u>

平成30年度那覇市水道事業剰余金計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資 本 金	利 益							資 本 合 計	
		資 本 剰 余 金		金			利 益 剰 余 金 合 計			
		受 贈 財 産 価 値	国 庫 (県) 補 助 金	資 本 剰 余 金 合 計	減 債 積 立 金	繰 越 積 立 金		繰 越 積 立 金		繰 越 積 立 金
前年度末残高	13,500,371,766	321,419,706	1,984,471,045	0	2,305,890,751	1,873,067,621	4,645,111,170	1,890,635,290	8,408,814,081	24,215,076,598
前年度処分額	961,104,897	0	0	0	0	215,801,596	713,728,797	△ 1,890,635,290	△ 961,104,897	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	215,801,596	713,728,797	△ 929,530,393	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	215,801,596	0	△ 215,801,596	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	713,728,797	△ 713,728,797	0	0
条例 (注) 第4条による処分額	961,104,897	0	0	0	0	0	0	△ 961,104,897	△ 961,104,897	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	266,582,965	0	0	0	0	0	0	△ 266,582,965	△ 266,582,965	0
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	694,521,932	0	0	0	0	0	0	△ 694,521,932	△ 694,521,932	0
処分後残高	14,461,476,663	321,419,706	1,984,471,045	0	2,305,890,751	2,088,869,217	5,358,839,967	0	7,447,709,184	24,215,076,598
当年度変動額	0	0	0	0	0	△ 276,042,115	△ 627,918,563	1,937,028,303	1,033,067,625	1,033,067,625
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 276,042,115	0	276,042,115	0	0
建設改良費に充当	0	0	0	0	0	0	△ 627,918,563	627,918,563	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	1,033,067,625	1,033,067,625	1,033,067,625
当年度末残高	14,461,476,663	321,419,706	1,984,471,045	0	2,305,890,751	1,812,827,102	4,730,921,404	1,937,028,303	8,480,776,809	25,248,144,223

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,461,476,663	2,305,890,751	1,937,028,303
議会の議決による処分額	0	0	△ 1,033,067,625
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,033,067,625
条例 (注) 第4条による処分額	903,960,678	0	△ 903,960,678
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	276,042,115	0	△ 276,042,115
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	627,918,563	0	△ 627,918,563
処分後残高	15,365,437,341	2,305,890,751	0

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成30年度那覇市水道事業貸借対照表

(平成31年 3 月 31 日)

		資 産 の 部		(単位：円)
1	固 定 資 産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		1,084,480,564	
ロ	建物	2,173,937,219		
	減価償却累計額	△ 1,053,839,578	1,120,097,641	
ハ	構築物	41,030,629,566		
	減価償却累計額	△ 19,968,146,058	21,062,483,508	
ニ	機械及び装置	2,523,277,494		
	減価償却累計額	△ 1,413,100,899	1,110,176,595	
ホ	車両運搬具	38,446,869		
	減価償却累計額	△ 26,954,554	11,492,315	
ヘ	工具、器具及び備品	470,276,074		
	減価償却累計額	△ 341,262,570	129,013,504	
ト	建設仮勘定	207,055,638		
	有形固定資産合計		24,724,799,765	
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権	913,300		
ロ	ソフトウェア	2,532,000		
	無形固定資産合計		3,445,300	
(3)	投資			
イ	投資有価証券			
ロ	その他投資	997,184,000		
	投資合計	2,405,000		
	固定資産合計		999,589,000	25,727,834,065
2	流動資産			
(1)	現金		11,243,730,529	
(2)	未収金	1,335,747,035		
	貸倒引当金	△ 13,834,533	1,321,912,502	
(3)	貯蔵品		49,843,585	
(4)	前払金		156,038,400	
	流動資産合計		12,771,525,016	
	資産合計		38,499,359,081	

		負債の部	
3	固定負債		
(1)	企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,555,668,126	
	企業債合計		1,555,668,126
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	888,039,502	
ロ	修繕引当金	759,370,000	
	引当金合計		1,627,409,902
	固定負債合計		3,183,078,028
4	流動負債		
(1)	企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	257,158,976	
	企業債合計		257,158,976
(2)	未払金	584,778,631	
(3)	預り金	169,267,531	
(4)	引当金		
イ	賞与等引当金	72,663,012	
	引当金合計		72,663,012
	流動負債合計		1,083,868,150
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		
イ	受贈財産評価額	313,588,521	
	収益化累計額	△ 150,617,719	162,970,802
ロ	寄附金	70,000,000	
	収益化累計額	△ 15,119,998	54,880,002
ハ	工事負担金	1,795,290,015	
	収益化累計額	△ 888,985,667	906,304,348
ニ	国庫（県）補助金	14,412,273,697	
	収益化累計額	△ 6,757,310,864	7,654,962,833
ホ	収益化累計額	75,514,853	
	収益化累計額	△ 6,606,425	68,908,428
ヘ	補償金	223,811,690	
	収益化累計額	△ 87,569,423	136,242,267
	繰延収益合計		8,984,268,680
	負債合計		13,251,214,858

資 本 の 部		
6 資 本 金		14,461,476,663
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	321,419,706	
ロ 国庫(県)補助金	<u>1,984,471,045</u>	
資本剰余金合計	2,305,890,751	
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 繰 越 積 立 金	1,812,827,102	
ロ 建設改良積立金	4,730,921,404	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,937,028,303</u>	
利益剰余金合計	<u>8,480,776,809</u>	
剰 余 金 合 計	<u>10,786,667,560</u>	
資 本 合 計	<u>25,248,144,223</u>	
負債資本合計	<u>38,499,359,081</u>	

平成 30 年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第 5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された決算諸表は、いずれも関係法令等に基づいて作成されており、その計数については正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、おおむね適正に表示しているものと認めた。

(決算の状況)

業務量については、給水人口（行政区域内人口）は、31 万 6,971 人で前年度に比べ 979 人(0.3%)減少し、給水戸数は、16 万 4,796 戸で前年度に比べ 2,495 戸(1.5%)増加した。年間総配水量は、3,845 万 3,175 m³で前年度に比べ 34 万 2,262 m³(0.9%)減少し、年間有収水量は、3,714 万 8,348 m³で前年度に比べ 35 万 1,048 m³(0.9%)減少している。

損益収支については、総事業収益が 77 億 2,591 万円で前年度に比べ 4,197 万円(0.5%)減少している。これは、営業外収益が 468 万円増加したものの、営業収益 4,539 万円、特別利益 125 万円それぞれ減少したことによるものである。

総事業費用は、66 億 9,284 万円で前年度に比べ 1 億 4,551 万円(2.1%)減少している。これは、特別損失が 1,021 万円増加したものの、営業費用 1 億 4,492 万円、営業外費用 1,080 万円それぞれ減少したことによるものである。

当年度純利益は、10 億 3,306 万円で前年度と比較して 1 億 353 万円(11.1%)の増加となっている。現金預金 112 億 4,373 万円の大部分については、建設改良積立金 47 億 3,092 万円、減債積立金 18 億 1,282 万円、退職給付引当金 8 億 6,803 万円、修繕引当金 7 億 5,937 万円及び賞与等引当金 7,266 万円に対応する。

(財務指標)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ 2.2 ポイント減少し、75.2%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率 1,178.3%及び当座比率 1,159.3%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口 130 人、有収水量 12,853 m³、営業収益 272 万円それぞれ増加している。これは主に損益勘定所属職員数が 4 人減となったためである。しかし、労働生産性に関するこれらの指標については、類似事業平均値と比較して、一人当たり営業収益は当該平均値を超えているものの、給水人口と有収水量は依然として平均値を下回っている。

(むすび)

決算の状況から、水道事業は引き続き安定的な経営が行われていると認められる。

一方、現在本市水道の最も大きな課題である老朽管路の更新と水道施設の耐震化については、平成 22 年度に策定した水道施設更新（耐震化）基本計画（平成 27 年度改定）に基づき進められているが、平成 30 年度末現在の耐震化率は、ポンプ場では 100%となっているものの、配水池は 91.3%、基幹管路（300 mm 以上）は 28.4%及び配水支管（300 mm 未満）は 6.3%となっており、耐震化事業は十分に進んでいない状況となっている。

また、「那覇市水道事業ビジョン（平成 28 年 3 月策定）」では平成 24 年度の耐震化事業開始から令和 50 年度の事業終了までにかかる費用が総額 526 億円と試算されており、今後も多額の費用が見込まれている。

これらのことから、実効性のある経営戦略を策定し、経営基盤を強化することにより安定的な経営を持続しつつ、耐震化事業の計画的かつ効率的・効果的な実施により、那覇市水道事業ビジョンに掲げられた理想像「強靱な水道」の実現に取り組まれない。

2 個別意見

業務の執行について、次の点に留意されたい。

(1) 工事請負費の執行率の向上について

現年度に係る工事請負費については、予算現額 8 億 4,511 万 8,000 円に対し、執行累計 588 万 6,000 円、執行率 0.7%となっており、予算残額 8 億 3,923 万 2,000 円を翌年度へ繰越している。

これは、平成 29 年度からの繰越工事（執行累計 7 億 1,685 万円）を優先して執行するなかで、現年度予定工事については、入札の不調が続いたことから適正な工期を確保するため、そのほとんどを翌年度へ繰越したためである。

繰越工事が多く発生することにより、平成 22 年度に策定した水道施設更新（耐震化）基本計画（平成 27 年度改定）の進捗にも今後影響が生じることが予想されることから、工事請負費の執行率の向上に努められたい。

那覇市告示第 253 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年 9 月那覇市議会定例会で認定された平成 30 年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年 度 那 覇 市 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計		
第1款 下水道事業収益	円 5,529,904,000	円 △ 7,950,000	円 0	円 5,521,954,000	円 △ 57,889,902	円
第1項 営業収益	4,274,713,000	7,974,000	0	4,282,687,000	4,226,674,599	(うち仮受消費税及び地方消費税 277,894,917)
第2項 営業外収益	1,254,713,000	△ 37,160,000	0	1,217,553,000	△ 1,901,975	(うち仮受消費税及び地方消費税 7,547)
第3項 特別利益	478,000	21,236,000	0	21,714,000	24,474	(うち仮受消費税及び地方消費税 667,295)

支 出

区 分	予 算 額						決算額	地方公営 企業法第 26条第2項 の規定によ る繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 下水道事業費用	円 5,147,471,000	円 △ 129,320,000	円 0	円 0	円 0	円 5,018,151,000	円 4,939,479,175	円 0	円 83,467,025	円
第1項 営業費用	4,770,758,000	△ 147,665,000	0	0	0	4,623,093,000	4,583,390,836	0	44,497,364	(うち仮払消費税及び地方消費税 180,786,515)
第2項 営業外費用	354,726,000	10,037,000	0	0	0	364,763,000	347,027,119	0	17,735,881	(うち消費税及び地方消費税納税額 72,197,300)
第3項 特別損失	1,987,000	8,308,000	0	0	0	10,295,000	9,061,220	0	1,233,780	(うち仮払消費税及び地方消費税 55,793)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

1433

平成30年度那覇市下水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	
イ 土 地	1,858,947,290	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,606,779,143
ロ 建 物	176,150,594	企業債合計	12,606,779,143
ハ 構築物	△ 69,629,992	(2) 引当金	363,605,726
ニ 機械及び装置	65,480,570,974	イ 退職給付引当金	12,970,384,869
ホ 車両運搬具	△ 24,225,998,039	固定負債合計	
ヘ 工具、器具及び備品	858,270,865	4 流動負債	
ト 建設仮勘定	△ 440,907,740	(1) 企業債	
有形固定資産合計	5,797,912	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	984,468,487
(2) 無形固定資産	△ 4,994,518	企業債合計	984,468,487
イ 地上権	45,901,808	(2) 未払金	994,468,487
ロ 施設利用権	13,856,833	(3) 預り金	726,004,716
ハ ソフトウェア	456,546,043	(4) 引当金	4,864,023
(3) 投資	803,394	イ 賞与等引当金	29,218,418
イ 長期貸付金	3,783,500	引当金合計	29,218,418
ロ その他投資	4,147,000	流動負債合計	1,744,555,644
投資合計	7,930,500	5 繰延税金	
固定資産合計	44,108,610,222	(1) 長期前受金	973,665,735
2 流動資産		イ 受贈財産評価額	△ 94,322,291
(1) 現金預金	3,686,608,865	ロ 国庫(県)補助金	37,760,354,362
(2) 未収金	849,342,798	収益化累計額	△ 17,045,467,049
(3) 前払金	△ 3,926,114	ハ 他会計負担金	2,242,549,350
流動資産合計	4,614,025,550	ニ 繰延税金	△ 447,992,683
		イ 繰延税金	135,058,355
		繰延税金	△ 6,007,281
		負債合計	23,517,838,478
		負債合計	38,232,778,991
		資本の部	
		6 資本	13,524,292,466
		7 剰余金	
		(1) 資本剰余金	199,487,905
		イ 受贈財産評価額	309,527,051
		ロ 国庫(県)補助金	18,338,246
		ハ 他会計負担金	527,353,202
		資本剰余金合計	1,044,751,502
		(2) 利益剰余金	
		イ 当年度未処分利益剰余金	1,572,104,704
		利益剰余金合計	15,096,397,170
		負債資本合計	53,329,176,161

平成 30 年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第 5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された決算諸表は、いずれも関係法令等に基づいて作成されており、その計数については正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、おおむね適正に表示しているものと認めた。

(決算の状況)

業務量については、使用戸数は、15 万 5,245 戸で前年度に比べ 2,613 戸（1.7%）増加し、年間総排水量は、3,560 万 3,162 m³で前年度に比べ 21 万 6,153 m³（0.6%）、年間有収水量は 3,560 万 2,767 m³で前年度に比べ 21 万 2,807 m³（0.6%）それぞれ減少しており、年間有収率は、前年度と同じく 99.9%となっている。

損益収支については、総事業収益は 51 億 8,554 万円であり、前年度に比べ 8,254 万円（1.6%）減少している。これは、営業収益 857 万円、営業外収益 1,783 万円、特別利益 5,614 万円それぞれ減少したことによるものである。一方、総事業費用は、46 億 9,530 万円で前年度に比べ 1,826 万円（0.4%）減少しており、これは、営業費用が 3,021 万円増加したものの、営業外費用 2,333 万円、特別損失 2,514 万円それぞれ減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、4 億 9,023 円で、前年度に比べ 6,427 万円（11.6%）の減少となっている。

(財務指標)

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率 110.4%は前年度に比べ 1.4 ポイント減少、営業収支比率 89.7%は、前年度に比べ 0.8 ポイント減少している。企業の支払能力を示す流動比率は、266.4%で前年度に比べ 34.1 ポイント増加している。また、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、126.1%で前年度に比べ 2.6 ポイント減少している。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの有収水量 7,882 m³、営業収益 31 万円それぞれ減少している。

(むすび)

本市の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が 98.2%で平成 29 年度末の全国平均 78.8%（平成 30 年 8 月 10 日国土交通省発表）に比較し、高い水準となっている。しかし、昭和 40 年の事業開始から 50 年を経過したことにより、今後管路施設の老朽化に伴う改築・更新等のため、多額の費用を必要とすることから財源確保が課題となっている。令和元年度に策定予定のストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な施設管理を行っていくことが求められる。

さらに、今後人口減少が推計されるなかで、安定的な下水道事業運営を持続するためには新たな需要予測を策定し、引き続き財源の確保や経営の効率化に努められたい。

2 個別意見

業務の執行について、次の点に留意されたい。

(1) その他特別利益の未収金について

本市と浦添市は、浦添市前田地区の公共下水道を本市の公共下水道に接続する

ことについて、昭和 62 年 3 月に協定を締結している。平成 29 年 12 月に浦添市からの報告により、平成 11 年 2 月から平成 29 年 9 月までの 18 年間で新たに接続された建物からの排出汚水量等の報告が漏れており、この間の下水道使用料が未払いであったことが判明した。

本市は未払い分の下水道使用料の支払いを求めたが、浦添市は直近 5 年分の下水道使用料は支払ったものの、過去 5 年を超える期間の下水道使用料については支払われていない。

そのため、本市は過去 5 年を超える期間の下水道使用料 22,622,412 円のうち、沖縄県中部流域下水道維持管理負担金等に相当する 11,587,983 円を控除した 11,034,429 円を下水道使用料相当損害金として平成 30 年 11 月に浦添市に請求しているが、収納には至っていない。

引き続き浦添市との協議等を進め、未収金回収に努められたい。

那覇市告示第 254 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

元号を改める政令(平成 31 年政令第 143 号)の施行に伴い、「平成 31 年度那覇市介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度那覇市介護保険事業特別会計予算」とし、また、予算における改元日以降の元号による年表示については、「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 958,376 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,126,603 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,605,424	21,219	6,626,643
	2 国庫補助金	2,060,630	21,219	2,081,849
4 支払基金交付金		6,905,723	24,866	6,930,589
	1 支払基金交付金	6,905,723	24,866	6,930,589
5 県支出金		3,850,648	4,993	3,855,641
	3 県補助金	467,312	4,993	472,305
7 繰入金		4,360,573	3,071	4,363,644
	1 他会計繰入金	4,360,572	3,071	4,363,643
8 繰越金		1	902,352	902,353
	1 繰越金	1	902,352	902,353
9 諸収入		2,800	1,875	4,675
	2 雑入	827	1,875	2,702
歳 入 合 計		27,168,227	958,376	28,126,603

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		874,564	22,877	897,441
	1 総務管理費	576,370	22,877	599,247
4 基金積立金		112	584,591	584,703
	1 基金積立金	112	584,591	584,703
6 諸支出金		17,652	350,908	368,560
	1 償還金及び還付加算金	17,651	218,112	235,763
	2 繰出金	1	132,796	132,797
歳 出 合 計		27,168,227	958,376	28,126,603

那覇市告示第 255 号

令和元年 11 月 1 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,502 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,129,105 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 規定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		単位：千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		4,363,644	2,502	4,366,146
	1 他会計繰入金	4,363,643	2,502	4,366,145
歳 入 合 計		28,126,603	2,502	28,129,105

歳入		単位：千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		897,441	2,502	899,943
	1 総務管理費	599,247	2,502	601,749
歳 出 合 計		28,126,603	2,502	28,129,105

第2表 債務負担行為補正

事項		補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
第8次なは高齢者プラン策定事業（ちゃーがんじゅう課）		平成31年度から	4,488	令和元年度から	7,810
		平成32年度まで		令和2年度まで	

公 告

那覇市公告第 413 号

令和元年 10 月 15 日

掲 示 済

令和2・3年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請(更新)について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の5第1項(同施行令第 167 条の 11 第2項において準用する場合を含む)の規定により、令和2・3年度において、那覇市が発注する物品の購入、売り払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。(ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)
 - (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
 - (3) 令和元年 11 月 1 日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
 - (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (5) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

2 申請書類(本市様式)の配布

- (1) 配布期間 令和元年 10 月 15 日(火)～令和元年 11 月 30 日(土)
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード
※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内(土・日曜日、祝日を除く。)に、総務部法制契約課(那覇市役所本庁舎 5 階)でも、受け取ることができます。
午前8時 30 分～午後5時 15 分(正午～午後1時除く。)
※本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

3 申請方法

(1) 申請方法 原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)

(2) 受付期間 令和元年 11 月 1 日(金)～令和元年 11 月 30 日(土)

(11 月 30 日消印有効)

(3) 送付先・問い合わせ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ

電話番号 098-951-3253(直通)

4 入札参加資格の有効期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日(2 年間)

那覇市公告第 414 号

令和元年 10 月 15 日

掲 示 済

令和 2 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請(追加申請)について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 の規定により、令和 2 年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。(ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)
- (2) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあつては、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和元年 11 月 1 日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が 2 年以上あること。

- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所(以下これらを「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)に定めるところによる。
- (7) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が 5 人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(4)及び(7)の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類(本市様式)の配布

- (1) 配布期間 令和元年 10 月 15 日(火)～令和元年 11 月 30 日(土)
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード
※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内(土・日曜日、祝日を除く。)に総務部法制契約課(那覇市役所本庁舎 5 階)でも、受け取ることができます。
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(正午～午後 1 時除く。)
※本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による
※郵送方法は、特に本市から指定はありません。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)
- (2) 受付期間 令和元年 11 月 1 日(金)～令和元年 11 月 30 日(土)
(11 月 30 日消有効)
- (3) 送付先・問い合わせ先
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ
電話番号 098-951-3253 (直通)

4 入札参加資格の有効期間

令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月末日まで(1 年間)

那覇市公告第 421 号
令和元年 10 月 17 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道部 下水道課			電話 098-941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	公共下水道施設の整備及び維持管理に関する業務			
業 務 の 目 的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するため、必要な工事・業務委託・維持管理・補償・土地売買等を実施する。			
個人情報の対象者	整備箇所及び既存施設の隣接地等の権利者及び住民、工事及び業務委託の従事者、陳情者、説明会参加者等、業務を実施するにあたり関係する住民。			
業務の開始年月日	平成4年以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	■個人番号	■職 業	□収 入	□思 想 □宗 教
	■氏 名	□地 位	■資産状況	□支持政党 □主義主張
	■住 所	■学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等
	■性 別	■資 格	□経済取引	□そ の 他 ()
	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	上記事項を取扱う理由
	■国 籍	□賞 罰	□そ の 他 ()	
	■本 籍	□学業成績		
	■続 柄	□勤務成績		
■親族関係	□そ の 他 ()			
■婚姻離婚	心 身	その他		
■その他 (電話番号)	□健康状態	□		
	□容 姿	□		
	□病 歴	□		
	□障がい程度	□		
	□そ の 他 ()	□		
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意 法令等 公知性 緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	□定期(月～ 月) ■随時(契約時、住民説明会開催時等)			
本人への通知方法	□文書 □口頭 □告示 ■通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 2, 3号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁媒体 □その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道部 下水道課			電話 098-941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	再生水施設の整備及び維持管理に関する業務			
業 務 の 目 的	豊かな自然環境の保全や安定した水資源を確保し、渇水の無い地域社会、持続可能な循環型社会の構築を目的とし、必要な工事・業務委託・維持管理等を実施する。			
個人情報の対象者	工事及び業務委託の従事者、陳情者、説明会参加者等、業務を実施するにあたり関係する住民。			
業務の開始年月日	平成12年2月29日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意 法令等 公知性 緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約時、住民説明会開催時等)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 2, 3号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道部 下水道課 電話 098-941-7808			
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	支払調書作成に關すること			
業 務 の 目 的	報酬支払報告書及び源泉徴収表の作成			
個人情報の対象者	報酬等に関する関係人			
業務の開始年月日	平成4年以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(上記業務を行う時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7810
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	下水道排水設備工事責任技術者更新講習及び試験に係る事務			
業 務 の 目 的	沖縄県下水道協会内の下水道排水設備工事責任技術者認定のための更新講習及び試験を円滑に行う。			
個人情報の対象者	更新講習対象者、試験受験者			
業務の開始年月日	昭和44年6月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ そ の 他 (勤務先)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 顔写真 ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(更新時、試験時等)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7810
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	事業場排水水質分析調査業務委託			
業 務 の 目 的	公共用水域の水質の確保並びに公共下水道施設の機能を保全するため、水質の検査を行うものである。			
個人情報の対象者	本業務委託の受注者（法人の場合は代表者）、配置予定技術者			
業務の開始年月日	年 月 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約毎)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☒ その他(契約時に入札参加資格審査申請書に添付する関係書類)			
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7810
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	水洗便所設置費等補助金交付業務			
業 務 の 目 的	本市の処理区域内において、くみ取便所や浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合、工事費を補助します。			
個人情報の対象者	水洗便所設置費等補助金交付要綱第3条（補助の対象）に該当する者			
業務の開始年月日	昭和 5 2 年 6 月 1 日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7810
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	排水設備指定工事店の指定に係る事務			
業 務 の 目 的	下水道排水設備工事の施工ができる者として工事業者を指定し、適切に排水設備工事を行うため。			
個人情報の対象者	指定工事店の事業主（法人の場合は代表者）、責任技術者			
業務の開始年月日	昭和44年6月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ そ の 他 (勤務先) 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 () そ の 他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請、更新等)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 3 1 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 市営住宅課			電話951-3262
個人情報管理責任者	市営住宅課長			
業 務 の 名 称	市営住宅ストック総合活用計画に関する業務			
業 務 の 目 的	市営住宅ストック総合活用計画に基づき、居住性、安全性、耐久性等の維持向上を図るとともに施設の長期的な活用を図るため、当該計画内容の定期的な見直し及び計画推進に必要な業務委託・工事等を実施する。			
個人情報の対象者	市営住宅の入居者等、敷地内及び隣接地等に係る権利者、業務委託・工事受注者等の技術者等、その他業務において知り得た者に関する個人情報。			
業務の開始年月日	平成4年以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) (法令等)・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約時、住民説明会開催時等)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず、事後届出になりました。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 3 1 日

那覇市長様

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	都市みらい部 道路管理課			電話098 - 951 - 3237
個人情報管理責任者	道路管理課長			
業 務 の 名 称	沖縄都市モノレール自由通路管理カメラ設置業務			
業 務 の 目 的	施設の保全及び緊急時の迅速な対応等施設の円滑な運転管理を行い、利用者の安全及び利便性の確保を図る。			
個人情報の対象者	自由通路のエレベーター及びエスカレーターの利用者。 (4 駅：県庁前駅、美栄橋駅、牧志駅、石嶺駅)			
業務の開始年月日	平成16年3月31日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ その他 (カ メラに映る個 人情報) ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(24時間稼働) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

令和元年9月22 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市立中央図書館 電話098-917-3449		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和元年 9月 28日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	講演、講座に関すること 年 月 日		
廃止又は変更の 理 由	図書館の主催・共催による行事・企画・イベント実施の際にも個人情報 情報を収集する場合が生じたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務の名称「講演、講座に関すること」	業務の名称「講演、講座、イベント等の実施に関すること」	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年8月22日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部こどもみらい課	電話：861-6903		
個人情報管理責任者	こどもみらい課長			
業 務 の 名 称	幼児教育・保育の無償化に関する業務委託			
業 務 の 目 的	幼児教育・保育の無償化では主に、子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付が実施される。そのため、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者に対し、新たに保育の必要性の認定を実施し、認定を受けた対象者に対し給付業務が必要になる。この対象者については、保育施設の利用だけではなく、一時預かり事業や病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用料についても無償化の対象となることから、多岐にわたり償還払いや現物給付等の支払い事務が新たに追加されるため、それら業務について安定的かつ円滑な事業運営をするため、委託することを目的とする。			
個人情報の対象者	施設等利用給付認定・教育保育給付認定の申請者（児童・保護者）			
業務の開始年月日	令和元年9月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ アレルギー ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年9月26日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課	電話862-9942		
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友令和元年10月号掲載 侍ジャパングッズプレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和元年9月27日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(令和元年9月27日～令和元年10月31日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年10月9日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課			電話862-9942
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	那覇市制100周年記念事業「那覇が写っている写真」募集業務			
業 務 の 目 的	市民や県民が所有する昔の那覇が写っている写真を募集し、100周年記念誌や100周年事業に活用する			
個人情報の対象者	写真応募者			
業務の開始年月日	令和元年11月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 電話番号 ☐ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(令和元年11月1日～令和2年2月28日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 424 号

令和元年 10 月 18 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和元年 8 月 27 日 第 H29-01-04 号 那覇市指令ま建指第 1830 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市松尾二丁目 3 番、3 番 7、3 番 16、4 番の一部、16 番 28 の一部
3 番 17、3 番 19
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市松山二丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 2 階
嘉新琉球 COLLECTIVE 株式会社 代表取締役 松本 龍之
- 5 検査済証番号
令和元年 10 月 18 日 那ま建指第 215 号
令和元年 10 月 18 日 那ま建指第 216 号
- 6 工事完了年月日
令和元年 10 月 8 日

那覇市公告第 460 号

令和元年 11 月 1 日

令和 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について

令和 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

令和元年12月 9 日(月)～令和元年12月20日(金)

午前 9 時～午前11時30分、午後 1 時～午後 4 時30分

(ただし土曜日、日曜日を除く。)

3 受付場所

総務部法制契約課 (市役所 5 階)

※受付は全て持参の上、面談審査になります。

(郵送による受付は、いたしません。)

4 提出書類

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※申請書及び提出要領は、那覇市ホームページからダウンロードしてください。USBメモリを用いたデータ提出があります。

5 問い合わせ先

総務部法制契約課工事契約G

電話番号 直通 098-951-3253

那覇市公告第 461 号

令和元年 11 月 1 日

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類及び名称
那覇広域都市計画道路の変更(3・4・那47号 石嶺福祉センター線)
 - 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 那覇市首里石嶺町4丁目の一部
 - 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市役所9階)
 - 4 都市計画の案の縦覧期間
令和元年11月1日(金)から令和元年11月15日(金)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝日は除く。)
-

那覇市公告第462号

令和元年11月1日

那覇広域都市計画用途地域の変更

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域の変更(真和志線沿道地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市松川1丁目、2丁目、3丁目、繁多川1丁目及び三原2丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所9階)
- 4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間
縦覧期間：令和元年11月1日(金)から令和元年11月15日(金)まで。
ただし、土・日及び祝日は除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時を除く。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 21 号

令 和 元 年 1 0 月 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 422 号
指定工事店名	凜設備工業
営業所所在地	沖縄県那覇市真地 196-3 Mハウス 102 号室
代表者氏名	宇榮原 忠雄
有効期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 9 月 17 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 22 号

令 和 元 年 1 0 月 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 517 号
指定工事店名	共進技研
営業所所在地	沖縄県宜野湾市我如古 3 丁目 15 番 12-302 号 エイライツマンション呉屋
代表者氏名	城間 克己
有効期間	自 令和元年 9 月 25 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 23 号

令和元年 10 月 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 172 号
指定工事店名	有限会社春水工業
営業所所在地	沖縄県浦添市前田一丁目 22 番 2 号
代表者氏名	川上 浩司
有効期間	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 10 月 4 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 24 号
令 和 元 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
469	株式会社山口設備	福岡県糟屋郡志免町御手洗 二丁目 14 番 6 号	山口 剛	令和元年 10 月 8 日